

北海道介護支援専門員名簿作成等事業実施要綱

(平成13年一部改正)

(平成18年 6月1日一部改正)

(平成24年12月3日一部改正)

(平成26年 4月1日一部改正)

(平成27年 4月1日一部改正)

(平成29年8月31日一部改正)

1 目的

介護保険法（以下、「法」という。）第69条の2第2項に基づく介護支援専門員資格登録簿の作成及び管理、並びに法第69条の7第1項の介護支援専門員証の交付等の実施方法について、規定するものである。

2 実施主体

北海道とする。

3 対象者

法第69条の2第1項及び法施行規則第113条の4の規定に基づく介護支援専門員実務研修の課程を修了した者とする。

4 実施方法

(1) 登録

ア 登録時期

介護支援専門員実務研修の実施ごとに行うこととし、その管理については年次を通じて一元的・継続的に行うものとする。

イ 登録事項

(ア) 介護支援専門員既存登録証の登録番号

(イ) 介護支援専門員既存登録証の発行年月日

(ウ) 介護支援専門員登録番号

(エ) 資格有効期間満了日

(オ) 介護支援専門員氏名（フリガナを含む。）

(カ) 生年月日

(キ) 現住所（郵便番号及びフリガナを含む。）

(ク) 介護支援専門員実務研修修了証交付年月日

(ケ) 介護支援専門員証の交付年月日、失効年月日、返納年月日

(コ) 主任介護支援専門員の資格の有無

(サ) 名簿管理都道府県

(シ) 介護支援専門員証交付に関する履歴（発行年月日、発行区分、移転履歴等）

(ス) 介護支援専門員証の記載事項変更や再交付に係る履歴

(セ) 主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間満了日

(2) 登録の申請等

ア 登録の申請等

北海道の登録を受けようとする者は、介護支援専門員実務研修の課程を修了した日から3月を経過する日までに、別記第1号兼第5号様式により申請しなければならない。

北海道（保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課）は、当該登録をしたときは、当該登録に係る者に通知することとする。

イ 登録の移転

北海道以外で登録を受けている者が法第69条の3に基づき、北海道に登録の移転の申請をするときは、別記第2号兼第8号様式によることとする。

また、北海道（保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課）は、北海道外の登録を受けている者を北海道に登録を移転したときは、当該登録の移転を申請した者及び当該登録をしていた都府県に通知することとする。

(3) 登録事項の変更等

ア 登録事項の変更

北海道に登録を受けている者が当該登録に係る氏名及び住所に変更が生じたときは、遅滞なく別記第3号様式により届け出なければならない。

北海道（保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課）は、当該登録の変更をしたときは、当該登録の変更に係る者に通知することとする。

イ 登録の消除

北海道に登録を受けている者が登録の消除の申請をする場合は、別記第4-1号様式によることとする。

北海道に登録を受けている者が法第69条の5死亡等の各号に該当するときは、遅滞なく別記第4-2号様式により届け出なければならない。

北海道（保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課）は、これらの申請などがあったときは、当該登録を消除し、申請者などに通知することとする。

(4) 介護支援専門員証の交付

ア 様式

介護支援専門員証の地色は次のとおりとする。

(ア) 介護支援専門員証 白色

(イ) 主任介護支援専門員更新研修修了者の証 クリーム色

イ 介護支援専門員証に記載する事項

北海道知事が発行する介護支援専門員証には、介護保険法施行規則第113条の21第1項に規定する事項に加え、登録年月日及び主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間満了日を記載する。

ウ 介護支援専門員証の交付

北海道の登録を受けようとする者が4－(2)－アの申請（登録の申請）と同時に介護支援専門員証の交付の申請をするとき又は北海道に登録を受けている者が介護支援専門員証の交付の申請（新規交付及び再研修を修了した者に対する交付）をするときは、別記第1号兼第5号様式によることとする。

エ 介護支援専門員証の書換え交付

北海道から介護支援専門員証の交付を受けている者が、次の事由により介護支援専門員証の書換え交付の申請をするときは、別記第6号様式により、介護支援専門員証を添えて申請することとする。

(ア) 氏名又は氏名及び住所の変更が生じたとき

(イ) 平成27年3月31日までに証の交付を受けた者で、住所のみ変更が生じた者が平成27年4月1日以降交付する証への書換えを希望するとき

なお、当該申請は(3)－アに定める登録事項の変更と同時に行うものとする。

オ 介護支援専門員証の再交付

北海道から介護支援専門員証の交付を受けている者が、次の事由により介護支援専門員証の再交付の申請をするときは、別記第7号様式により申請することとする。

(ア) 介護支援専門員証を亡失し、又は滅失したとき

(イ) 介護支援専門員証を汚損し、又は破損したとき

(ウ) 平成27年3月31日までに証の交付を受けた者が、記載事項の内容変更を伴わずに平成27年4月1日以降交付する様式の証の交付を希望するとき。

なお、再交付の申請に当たっては、汚損、破損した介護支援専門員証（亡失、滅失した場合を除く。）を添えて行うものとする。

また、介護支援専門員証を亡失、滅失したため介護支援専門員証の再交付を受けた介護支援専門員が亡失、滅失した介護支援専門員証を発見したときは、当該介護支援専門員証を道に返還しなければならない。

カ 介護支援専門員証の移転交付

北海道外の登録から北海道の登録へ移転の申請をしている者が、北海道の介護支援専門員証の移転交付を申請するときは、別記第2号兼第8号様式により移転とともに申請することとする。

キ 介護支援専門員証の更新交付

北海道に登録を受けている者が、法第69条の8第2項に規定する更新研修又は規則第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したことにより、介護支援専門員証の有効期間の更新の申請をするときは、別記第9号様式により申請することとする。

5 秘密の保持

事業の実施により知り得た介護支援専門員に係る秘密の保持は厳格に行うものとする。